

「逐条解説」に追加 ※追加部分は下線部

1. 第二十四条（P 3 1）

＜趣旨＞

障がい者差別解消調整委員会の委員については、様々な立場の意見を反映することができるよう、有識者のほか、障がい当事者や障がい福祉に従事する者、事業者など、様々な立場の人が任命されるようにしています。その他には、教育関係者や労働者の代表などが想定されます。

2. 第二十七条（P 3 3）

＜解説＞

「就労」とは、雇用契約のある「就業」のみならず、雇用契約のない作業所での労務（福祉的就労）を含むものです。

「関係機関」とは、行政機関や障がい者施設が想定され、「その他の関係者」とは、社会福祉協議会など障がい者の支援等に携わる民間事業者、障がい者団体、労働者団体などが想定されます。